

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月31日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定：4,000万円とします。 継続申込期間：3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年7月22日付をもって提出しました「三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコース」の有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、平成26年1月31日に有価証券報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書により訂正を行うものです。

・【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(5) 【申込手数料】**

<訂正前>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

（ 略 ）

<訂正後>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%^{*}（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

（ 略 ）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(略)

<訂正後>

(略)

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成25年 8 月 7 日 信託契約締結、設定、運用開始。 (予定)

< 訂正後 >

平成25年 8 月 7 日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円 (平成25年 5 月31日現在)

(略)

(八) 大株主の状況

(平成25年 5 月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番 2 号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号	882	5.0

(略)

< 訂正後 >

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円 (平成25年11月29日現在)

(略)

(八) 大株主の状況

(平成25年11月29日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号	882	5.0

(略)

2【投資方針】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」の記載は、下記の通り更新されます。

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、主として、米国の取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト (MXNクラス)」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト (MXNクラス)」受益証券を通じて、主として、ダウ・ジョーンズ工業株価平均を構成する株式等に投資します。また、原則として米ドル売りメキシコペソ買いの為替取引を活用します。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト (MXNクラス)」受益証券の投資比率は高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とする投資信託証券は、下記の通りとします。

a . SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト (MXNクラス)

投資運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	米国の取引所に上場している株式
運用の基本方針	<p>ダウ・ジョーンズ工業株価平均を構成する米国の株式等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資にあたっては、ダウ・ジョーンズ工業株価平均の値動きに概ね連動することを目指します。 ・効率的な運用を行うため、ダウ・ジョーンズ工業株価平均先物取引やETF等を活用する場合があります。 ・資金の流出入や売買コスト・タイミングなどにより、ダウ・ジョーンズ工業株価平均の値動きから乖離する場合があります。 <p>原則として、米ドル売りメキシコペソ買いの為替取引を行います。</p>

b . マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色



ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下、「NYダウ」といいます。)の構成銘柄を実質的な主要投資対象とします。

- ★ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 外国投資信託における株式への投資にあたっては、NYダウの値動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、NYダウ先物取引等を利用することもあります。

ファンドのしくみ



②

原則として、米ドル売りメキシコペソ買いの為替取引を活用することにより、実質的にメキシコペソで運用を行います。

為替取引について

コース名	為替取引	為替変動リスク等
メキシコペソコース	外国投資信託で組み入れる外貨建資産について、原則として米ドル売りメキシコペソ買いの為替取引を活用することにより、実質的にメキシコペソで運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●メキシコペソの対円での為替変動による影響を受けます。また、米ドルの為替変動による影響を完全に排除することはできません。 ●メキシコペソの金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかります。 ●外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。

③

毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。

- ★原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ★分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配のイメージ図



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドにおける3つの収益源

A 投資対象資産(株式等)の価格変動

米国の株式等を実質的な主要投資対象として、配当収入の確保と価格変動による値上がり益の獲得を目指します。ただし、投資対象とする株式等からの配当収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。

B 為替取引によるプレミアム/コスト

米ドルよりメキシコペソ(以下「取引対象通貨」ということがあります。)の短期金利が高い場合は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)が期待できます。逆に米ドルより取引対象通貨の短期金利が低い場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が発生します。

(注)原則として投資対象資産通貨である米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。

※NDF取引で為替取引を行うことがあります。NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利(NDFインプライド金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

C 為替差益/差損

為替変動による為替差益も収益源のひとつとなります。取引対象通貨の対円レートが上昇(円安)した場合は為替差益を得ることができます。逆に、取引対象通貨の対円レートが下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

- 通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引を活用し、円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。
- NYダウ構成銘柄等の運用に加えて、為替取引によるプレミアムの獲得を追求します。

通貨選択型ファンドのイメージ図



※上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。

実際の運用は、ファンドオブファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。

※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

- 通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

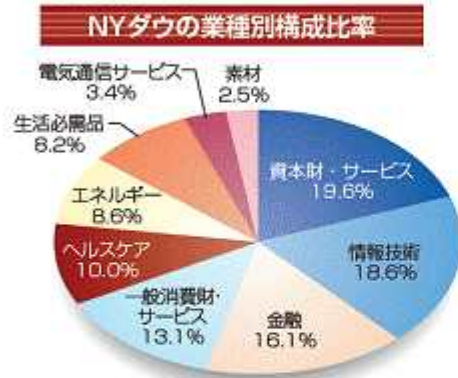
収益の源泉		=	① 投資対象資産(株式等)の価格変動	+	② 為替取引によるプレミアム/コスト	+	③ 為替差益/差損
メキシコペソコース	収益を得られるケース		投資対象資産の値上がり等		プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利		為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安
	損失やコストが発生するケース		投資対象資産の値下がり等		コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利		為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

(注)原則として米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を活用します。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

NYダウの特徴

- NYダウは、米国の株式市場を表す代表的な指標と見なされており、主要業種の代表的な優良30銘柄で構成され、日経平均株価と同様、単純平均方式で算出されます。
- NYダウの業種別構成比率は、S&P500と比較して「ボーイング」、「3M」等の属する資本財・サービスの比率が高く、ヘルスケア等の比率が低くなっています。



(注)データは2013年11月末時点。数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成



(注)データは2013年11月末時点。数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
(出所)S&Pのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

NYダウ構成銘柄

Visa	トラベラーズカンパニー	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー
IBM	アメリカン・エクスプレス	メルク
ゴールドマン・サックス・グループ	キャタピラー	ペライソン・コミュニケーションズ
ボーイング	プロクター・アンド・ギャンブル・カンパニー	ザ・コカ・コーラ・カンパニー
3M	ウォルマート・ストアーズ	マイクロソフト
シェブロン	ホーム・デポ	AT&T
ユナイテッド・テクノロジーズ	ナイキ	ファイザー
マクドナルド	ユナイテッド・ヘルス・グループ	ゼネラル・エレクトリック
ジョンソン・エンド・ジョンソン	ウォルト・ディズニー	インテル
エクソン・モービル	イー・アイ・デュポン・ドゥ・ヌムール	シスコシステムズ

(注)データは2013年11月末時点。
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

NYダウと円/米ドル為替市場の推移



(注)データは1994年12月30日～2013年11月29日。
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて

- 為替取引によるプレミアム*（米ドルと取引対象通貨の金利差に相当する収益）の獲得を追求します。

*為替取引によるプレミアムとは？ ⇒ 為替取引を行った結果、付随的に得られる金利収益（2通貨間の短期金利差）

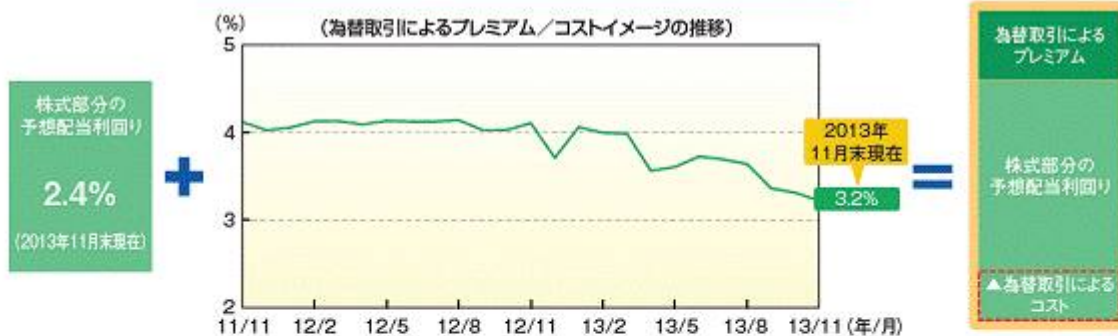


※上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

- 変動する短期金利差

為替取引によるプレミアム／コストの水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあれば、縮小することもあります。さらに、将来、短期金利が逆転し、為替取引によるプレミアムが為替取引によるコストとなる可能性があります。

メキシコペソと米ドルの短期金利差の推移



(注1) データは2011年11月末～2013年11月末。

(注2) 株式部分の予想配当利回りは、NYダウ構成銘柄の予想配当利回りを表示しています。

(注3) 為替取引によるプレミアム／コストは、メキシコペソはT-Bill 1ヵ月、米ドルは1ヵ月LIBORを使用して算出。

(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※為替取引によるプレミアム／コストは、あくまで簡便法（取引対象通貨の短期金利－米ドルの短期金利）によるものです。実際の為替取引によるプレミアム／コストの値とは異なります。また、上記は過去の実績に基づくシミュレーションであり、将来の為替取引によるプレミアム／コストおよび運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。手数料、信託報酬および税金等は考慮されていません。また、投資環境の変化によっては、当該為替取引によるコストが発生する場合があります。

対円為替レートの推移



(注)データは2003年11月末～2013年11月末、2003年11月末を100として指数化。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフデータは、参考情報として記載した過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均について

「Dow Jones Industrial AverageSM」(以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」といいます。)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJ」)といひます。)の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」といひます。)に付与されています。「Standard & Poor's[®]」および「S&P[®]」はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といひます。)の登録商標で、「DJIA[®]」、「The Dow[®]」、「Dow Jones[®]」および「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「ダウ・ジョーンズ」といひます。)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがSMAMにそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、ダウ・ジョーンズ、S&Pまたはそれぞれの関連会社(以下、総称して「S&P Dow Jones Indices」といひます。)によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に関して、S&P Dow Jones IndicesとSMAMとの間にある唯一の関係は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均とS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。ダウ・ジョーンズ工業株価平均はSMAMまたは当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に基づく投資商品が、ダウ・ジョーンズ工業株価平均のパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。SPDJは投資顧問会社ではありません。ダウ・ジョーンズ工業株価平均に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルダーの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、以下のことを行いません。

・当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するダウ・ジョーンズ工業株価平均の運動性に関して、明示または黙示を問わず、何らかの表明または保証をすること。

・ダウ・ジョーンズ工業株価平均の決定、構成または計算において、SMAMまたは当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負うこと。

・当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負い、またこれに関与すること。

・当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、何らかの義務または責任を負うこと。

上記にかかわらず、CME GROUP Inc.とその関連会社は、SMAMにより現在発行されている当ファンドに関連しませんが、当ファンドに類似または適合する金融商品を独自に発行またはスポンサーできるものとします。さらに、CME GROUP Inc.とその関連会社は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均のパフォーマンスに関連する金融商品を取引できるものとします。

S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドに関連する責任を負わないものとします。

・ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む。)を含みますがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。

・ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはその関連データに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。

・明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、ダウ・ジョーンズ工業株価平均またはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによってSMAM、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。

・上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones IndicesとSMAMとの間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

収益分配金に関する留意事項

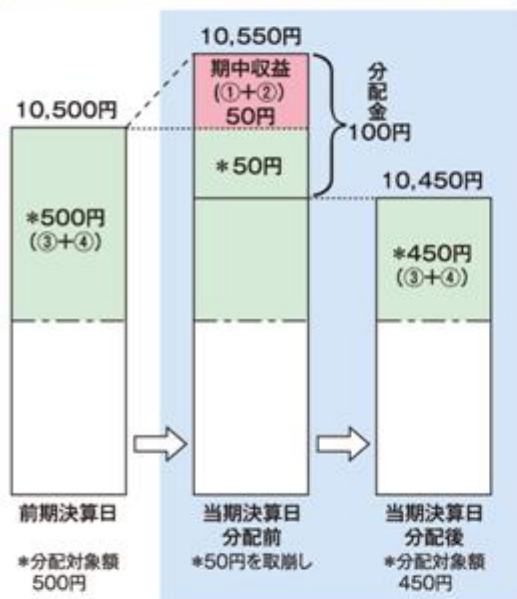
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



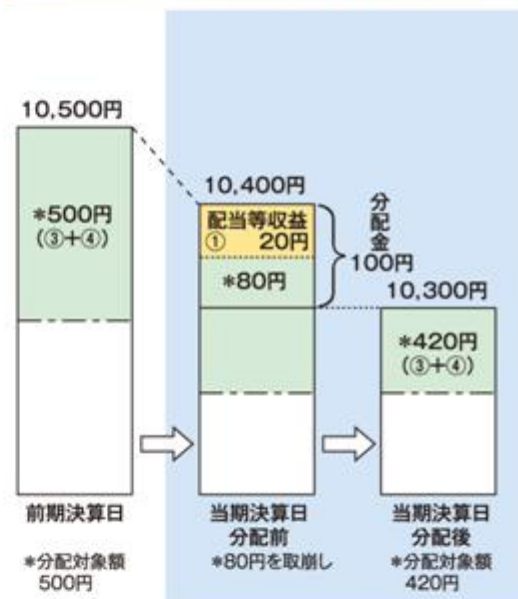
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

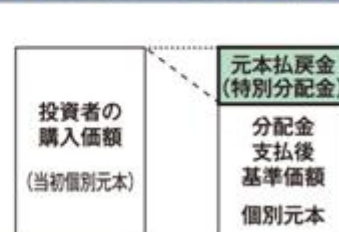
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（２）【投資対象】

<訂正前>

（ 略 ）

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（ 略 ）

<訂正後>

（ 略 ）

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（ 略 ）

（３）【運用体制】

<訂正前>

イ 運用体制

（ 略 ）

リスク管理部は8名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

（ 略 ）

<訂正後>

イ 運用体制

（ 略 ）

リスク管理部は9名程度、運用企画部は7名程度で構成されています。

（ 略 ）

（ 5 ） 【投資制限】

< 訂正前 >

（ 略 ）

【参考情報：投資対象とする投資信託の概要】

SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）

（ 略 ）

上記は、平成25年7月22日現在の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

（ 略 ）

< 訂正後 >

（ 略 ）

【参考情報：投資対象とする投資信託の概要】

SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）

（ 略 ）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

（略）

<訂正後>

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%^{*}（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

（略）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

純資産総額に年0.9765%（税抜き0.93%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.315%	年0.63%	年0.0315%
(0.3%)	(0.6%)	(0.03%)

（ ）内は税抜き。

投資対象とする他の投資信託（SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス））の信託報酬等を含めた場合、総額は、年1.3965%（税抜き1.35%）程度となります。

<訂正後>

純資産総額に年0.9765%^{*}（税抜き0.93%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年1.0044%となります。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

委託会社	販売会社	受託会社
年0.3%	年0.6%	年0.03%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする他の投資信託（SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス））の信託報酬等を含めた場合、総額は、年1.3965%^{*}（税抜き1.35%）程度となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年1.4244%となります。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

（ 略 ）

<訂正後>

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%^{*}（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は年0.00648%となります。

（ 略 ）

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」（以下「NISA」といいます。）をご利用の場合

NISAとは、平成26年1月1日より開始される非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

(略)

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% (所得税15.315% および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成25年11月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の記載は、下記の通り更新されます。

(1)【投資状況】

平成25年11月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	88,635,067	98.10
マネープール・マザーファンド受益証券	日本	100,030	0.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,618,977	1.79
合計（純資産総額）		90,354,074	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成25年11月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	SMAM NY ダウ・ジョーンズ・イン デックス・サブ・トラスト（MXNクラ ス）	83,665,346	1.0000	83,665,346	1.0594	88,635,067	98.10
日本	親投資信託 受益証券	マネープール・マザーファンド	99,632	1.0040	100,030	1.0040	100,030	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成25年11月29日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.10
親投資信託受益証券	0.11
合計	98.21

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)	1万口当たりの 純資産額(円)
特定1期(平成25年11月5日)	87,029,213	10,065
(分配落)		
(分配付)	87,288,622	10,095
平成25年8月末日	66,360,060	9,302
9月末日	79,810,644	9,696
10月末日	87,710,716	10,143
11月末日	90,354,074	10,653

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定1期(平成25年8月7日～平成25年11月5日)	30

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
特定1期	1.0

(注) 収益率とは、特定期間末の分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
特定1期	92,389,662	5,919,713

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報〕

〔SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）〕

「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）」が投資している「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト」の有価証券の保有銘柄は以下の通りです。

平成25年11月27日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	評価額 （単価） （円）	評価額 （金額） （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	30,271	20,831.45	630,589,083	7.61
アメリカ	株式	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	30,271	18,276.41	553,245,396	6.68
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	30,271	17,178.62	520,014,195	6.28
アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	30,271	13,757.60	416,456,499	5.03
アメリカ	株式	3M CO	資本財	30,271	13,633.01	412,685,144	4.98
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	30,271	12,501.53	378,433,823	4.57
アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	30,271	11,387.40	344,708,018	4.16
アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	30,271	9,911.76	300,039,102	3.62
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー	30,271	9,699.35	293,609,251	3.54
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	30,271	9,578.85	289,961,547	3.50
アメリカ	株式	TRAVELERS COS INC/THE	保険	30,271	9,291.89	281,275,066	3.39
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	各種金融	30,271	8,740.45	264,582,184	3.19
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	30,271	8,646.50	261,738,211	3.16
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	30,271	8,606.67	260,532,614	3.14
アメリカ	株式	WAL-MART STORES INC	食品・生活必需品小売り	30,271	8,264.57	250,176,844	3.02
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	30,271	8,236.99	249,342,200	3.01
アメリカ	株式	NIKE INC -CL B	耐久消費財・アパレル	30,271	8,101.17	245,230,805	2.96
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	30,271	7,593.64	229,867,171	2.77
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	30,271	7,227.03	218,769,496	2.64
アメリカ	株式	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	素材	30,271	6,284.46	190,237,032	2.30
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	30,271	5,869.85	177,686,458	2.14
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	30,271	5,098.85	154,347,335	1.86
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー	30,271	5,088.63	154,038,208	1.86
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	30,271	4,104.20	124,238,322	1.50
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	30,271	3,839.71	116,231,921	1.40
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	30,271	3,616.06	109,462,030	1.32
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー	30,271	3,255.58	98,549,831	1.19
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	30,271	2,739.87	82,938,895	1.00
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	30,271	2,440.66	73,881,460	0.89
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェア・ 機器	30,271	2,172.09	65,751,408	0.79

（注1）国／地域については、発行国基準にて表示しております。

(注2) 投資比率は、SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラストの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

[マネープール・マザーファンド]

(1) 投資状況

平成25年11月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	168,114,406,500	97.66
地方債証券	日本	707,574,000	0.41
社債券	日本	2,409,160,000	1.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		903,082,382	0.52
合計(純資産総額)		172,134,222,882	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

平成25年11月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第403回国庫 短期証券	25,000,000,000	99.98	24,996,800,000	99.99	24,998,475,000	0.000	2014/01/20	14.52
日本	国債証券	第410回国庫 短期証券	17,500,000,000	99.98	17,497,462,500	99.98	17,498,162,500	0.000	2014/02/24	10.17
日本	国債証券	第260回利付 国債(10年)	15,000,000,000	101.02	15,154,050,000	100.82	15,124,200,000	1.600	2014/06/20	8.79
日本	国債証券	第258回利付 国債(10年)	15,000,000,000	100.51	15,077,400,000	100.35	15,053,550,000	1.300	2014/03/20	8.75
日本	国債証券	第265回利付 国債(10年)	14,000,000,000	101.54	14,215,965,000	101.48	14,207,760,000	1.500	2014/12/20	8.25
日本	国債証券	第263回利付 国債(10年)	13,500,000,000	101.41	13,690,371,000	101.21	13,663,485,000	1.600	2014/09/20	7.94
日本	国債証券	第266回利付 国債(10年)	13,000,000,000	101.42	13,184,727,000	101.38	13,179,400,000	1.400	2014/12/20	7.66
日本	国債証券	第264回利付 国債(10年)	12,300,000,000	101.31	12,461,674,000	101.13	12,439,113,000	1.500	2014/09/20	7.23
日本	国債証券	第386回国庫 短期証券	11,000,000,000	99.98	10,998,075,000	99.99	10,999,043,000	0.000	2014/02/10	6.39
日本	国債証券	第259回利付 国債(10年)	10,000,000,000	100.56	10,056,345,000	100.41	10,041,600,000	1.500	2014/03/20	5.83
日本	国債証券	第256回利付 国債(10年)	10,000,000,000	100.23	10,023,000,000	100.06	10,006,100,000	1.400	2013/12/20	5.81
日本	国債証券	第261回利付 国債(10年)	6,500,000,000	101.16	6,575,530,000	100.93	6,560,905,000	1.800	2014/06/20	3.81
日本	国債証券	第262回利付 国債(10年)	4,300,000,000	101.21	4,352,170,000	100.99	4,342,613,000	1.900	2014/06/20	2.52
日本	地方債証券	第614回東京 都公募債	700,000,000	101.24	708,729,000	101.08	707,574,000	1.480	2014/09/19	0.41

日本	社債券	第58回日本電信電話株式会社 電信電話債券	500,000,000	100.50	502,515,000	100.44	502,245,000	1.000	2014/06/20	0.29
日本	社債券	第43回三菱電機株式会社無担保社債	500,000,000	100.06	500,305,000	100.00	500,045,000	0.581	2013/12/09	0.29
日本	社債券	第7回株式会社小松製作所無担保社債	300,000,000	100.63	301,902,000	100.51	301,554,000	1.193	2014/06/02	0.18
日本	社債券	第2回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	100.60	301,809,000	100.49	301,485,000	1.143	2014/06/12	0.18
日本	社債券	第1回日東電工株式会社無担保社債	200,000,000	100.63	201,276,000	100.52	201,050,000	1.233	2014/06/03	0.12
日本	社債券	第21回サントリー株式会社無担保社債	200,000,000	100.46	200,926,000	100.31	200,638,000	1.383	2014/03/05	0.12
日本	社債券	第19回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	101.07	101,078,000	100.93	100,934,000	1.370	2014/09/17	0.06
日本	社債券	第5回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	100.63	100,632,000	100.55	100,550,000	0.846	2014/09/30	0.06
日本	社債券	第3回株式会社フジ・メディア・ホールディングス無担保社債	100,000,000	100.59	100,599,000	100.47	100,479,000	0.678	2014/12/19	0.06
日本	社債券	第4回明治製菓株式会社無担保社債	100,000,000	100.31	100,311,000	100.18	100,180,000	1.280	2014/01/31	0.06

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

平成25年11月29日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	97.66
地方債証券	0.41
社債券	1.40
合計	99.48

投資不動産物件
該当事項はありません。

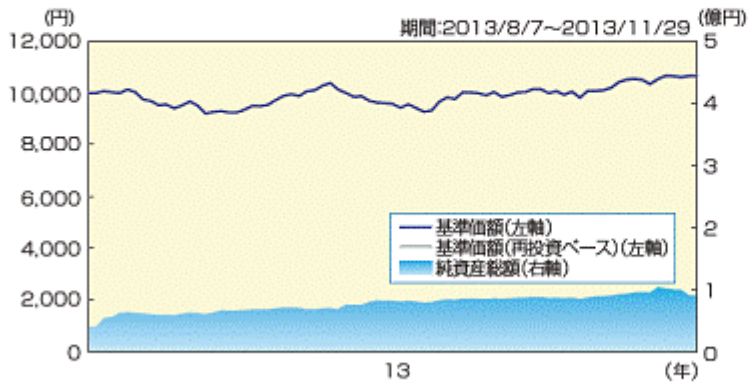
その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

〔参考情報〕

基準日2013年11月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	10,653円
純資産総額	0.9億円

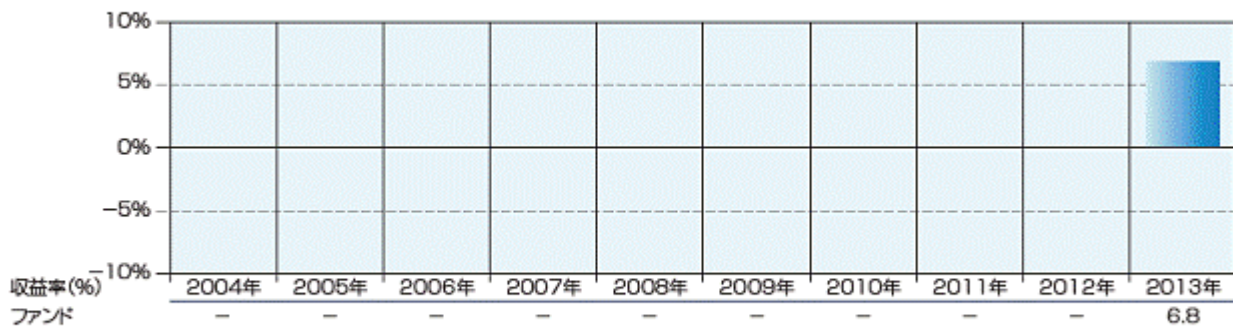
分配の推移

決算期	分配金
2013年11月	30円
2013年10月	0円
2013年9月	0円
直近1年間累計	30円
設定来累計	30円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

年間収益率の推移(暦年ペース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
 2013年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2013年8月7日)から2013年11月29日までの騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

八 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

（略）

<訂正後>

（略）

八 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.15%^{*}（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

（略）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<訂正前>

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（略）

<訂正後>

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（略）

(4) 【計算期間】

<訂正前>

毎月6日から翌月5日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、第1計算期間は平成25年8月7日から平成25年9月5日まで（休業日となった場合は翌営業日まで）とし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

<訂正後>

毎月6日から翌月5日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<訂正前>

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

(略)

b. 委託会社は、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）」が存続しないこととなったときは、当該クラスを主要投資対象とするファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(略)

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として5月、11月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

<訂正後>

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

(略)

b. 委託会社は、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）」が存続しないこととなったときは、当該クラスを主要投資対象とするファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(略)

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として5月および11月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」の記載は、下記の通り更新されます。

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定1期（平成25年8月7日から平成25年11月5日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコベソコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	特定1期 (平成25年11月 5日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,420,768
投資信託受益証券	85,833,824
親投資信託受益証券	100,030
未収利息	1
流動資産合計	87,354,623
資産合計	87,354,623
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	259,409
未払受託者報酬	2,117
未払委託者報酬	63,472
その他未払費用	412
流動負債合計	325,410
負債合計	325,410
純資産の部	
元本等	
元本	86,469,949
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	559,264
元本等合計	87,029,213
純資産合計	87,029,213
負債純資産合計	87,354,623

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定1期 自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
営業収益	
受取配当金	652,626
受取利息	101
有価証券売買等損益	925,854
営業収益合計	1,578,581
営業費用	
受託者報酬	5,628
委託者報酬	168,755
その他費用	1,099
営業費用合計	175,482
営業利益	1,403,099
経常利益	1,403,099
当期純利益	1,403,099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	221,779
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	283,481
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	278,500
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,981
剰余金減少額又は欠損金増加額	646,128
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	646,128
分配金	259,409
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	559,264

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定1期 自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定1期 (平成25年11月 5日現在)
1. 受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 86,469,949口
2. 1単位当たり純資産額	1.0065円 (1万口 = 10,065円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	特定1期 自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
分配金の計算過程	<p>（自 平成25年8月7日 至 平成25年9月5日） 第1計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は5円（1万口当たり0.00円）であります。分配を行っておりません。</p> <p>（自 平成25年9月6日 至 平成25年10月7日） 第2計算期間末における費用控除後の配当等収益（215,715円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（38,334円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は254,049円（1万口当たり29.77円）であります。分配を行っておりません。</p> <p>（自 平成25年10月8日 至 平成25年11月5日） 第3計算期間末における費用控除後の配当等収益（362,532円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（837,726円）、収益調整金（41,784円）、および分配準備積立金（215,715円）より、分配対象収益は1,457,757円（1万口当たり168.58円）であり、うち259,409円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	特定1期 自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	特定1期 (平成25年11月 5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

特定1期（自 平成25年8月7日 至 平成25年11月5日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,264,479円
親投資信託受益証券	0円
合 計	4,264,479円

（デリバティブ取引に関する注記）

特定1期（平成25年11月5日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定1期（自 平成25年8月7日 至 平成25年11月5日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	特定1期 （平成25年11月 5日現在）
期首元本額	40,000,000円
期中追加設定元本額	52,389,662円
期中一部解約元本額	5,919,713円

（4）【附属明細表】
有価証券明細表

(a) 株式
該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受 益証券	SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデック ス・サブ・トラスト（MXNクラス）	85,508,891	85,833,824	
	投資信託受益証券 小計	85,508,891	85,833,824	
親投資信託 受益証券	マネープール・マザーファンド	99,632	100,030	
	親投資信託受益証券 小計	99,632	100,030	
合 計			85,933,854	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコースは、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト（MXNクラス）」および「マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。また、該当ファンドの主要投資対象は、「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト」です。

「SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラスト」の状況

SMAM NY ダウ・ジョーンズ・インデックス・サブ・トラストの直近の情報が入手できないため、記載すべきデータはございません。

「マネープール・マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

（平成25年11月 5日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,936,520,366
国債証券	156,603,044,000
地方債証券	708,162,000
社債券	1,807,348,000
未収利息	338,976,971
前払費用	63,303,973
流動資産合計	161,457,355,310
資産合計	161,457,355,310
負債の部	
流動負債	
未払金	1,523,739,000
流動負債合計	1,523,739,000
負債合計	1,523,739,000
純資産の部	
元本等	
元本	159,296,513,298
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	637,103,012
元本等合計	159,933,616,310
純資産合計	159,933,616,310
負債純資産合計	161,457,355,310

(2) 注記表
(重要な会計方針の注記)

項 目	自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(平成25年11月 5日現在)
1. 受益権総数	平成25年11月 5日における受益権の総数 159,296,513,298口
2. 1 単位当たり純資産額	1.0040円 (1 万口 = 10,040円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成25年 8月 7日 至 平成25年11月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成25年11月 5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年11月5日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成25年8月7日 至平成25年11月5日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成25年11月 5日現在）

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	132,172,231,866円
同期中における追加設定元本額	27,124,281,432円
同期中における一部解約元本額	円
平成25年11月 5日現在の元本の内訳	
S M B C ・日興ニューワールド株式ファンド（為替ヘッジなし）	64,220円
S M B C ・日興ニューワールド株式ファンド（為替ヘッジあり）	108,376円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）	144,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	11,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	26,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	1,997,005円
米国中小型株ファンド・ブラジルリアルコース	997,706円
米国中小型株ファンド・豪ドルコース	997,706円
米国中小型株ファンド・米ドルコース	997,706円
米国中小型株ファンド・円コース	10,562円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・ブラジルリアルコース	99,721円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・豪ドルコース	99,721円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・南アフリカランドコース	99,721円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・資源国通貨コース	99,721円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・米ドルコース	99,721円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・円コース	99,721円
日興パクチュアル・ブラジルインフレ連動債券ファンド 毎月分配型 （ヘッジなしコース）	3,988,434円
日興パクチュアル・ブラジルインフレ連動債券ファンド 毎月分配型 （円・米ドルヘッジコース）	1,196,531円
日興パクチュアル・ブラジルインフレ連動債券ファンド 毎月分配型 （円・ユーロヘッジコース）	897,398円
日興パクチュアル・ブラジルインフレ連動債券ファンド 資産成長型 （ヘッジなしコース）	1,695,085円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	49,856円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	29,914円
トルコ債券・プレミアム・ファンド（毎月決算型）	997,009円
トルコ債券ファンド（毎月決算型）	996,612円

三井住友・米国ハイ・イールド債券・メキシコペソファンド	49,826円
北米エネルギーファンド(毎月決算型)	9,964,130円
北米エネルギーファンド(年2回決算型)	996,413円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコース	99,632円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・トルコリラコース	99,632円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	4,981円
三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・ブラジルリアルコース (年1回決算型)	9,961円
S M A M ・ アセツトバランズファンド V A 2 5 L 3 <適格機関投資家限定>	159,027,666,277円
合 計	159,296,513,298円

(3) 附属明細表
有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第256回利付国債(10年)	15,000,000,000	15,023,250,000	
	第257回利付国債(10年)	8,000,000,000	8,011,440,000	
	第258回利付国債(10年)	15,000,000,000	15,066,600,000	
	第259回利付国債(10年)	6,800,000,000	6,835,156,000	
	第260回利付国債(10年)	15,000,000,000	15,140,400,000	
	第261回利付国債(10年)	6,500,000,000	6,568,835,000	
	第262回利付国債(10年)	4,300,000,000	4,348,203,000	
	第263回利付国債(10年)	13,500,000,000	13,678,065,000	
	第264回利付国債(10年)	12,300,000,000	12,451,536,000	
	第265回利付国債(10年)	5,300,000,000	5,383,740,000	
	第386回国庫短期証券	11,000,000,000	10,998,273,000	
	第392回国庫短期証券	25,000,000,000	24,998,950,000	
	第395回国庫短期証券	600,000,000	599,961,000	
	第397回国庫短期証券	17,500,000,000	17,498,635,000	
		国債証券 小計	155,800,000,000	156,603,044,000
地方債証券	第614回東京都公募公債	700,000,000	708,162,000	
		地方債証券 小計	700,000,000	708,162,000
社債券	第4回明治製菓株式会社無担保社債	100,000,000	100,246,000	
	第21回サントリー株式会社無担保社債	200,000,000	200,792,000	
	第2回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	301,650,000	
	第19回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	101,006,000	
	第5回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	100,591,000	
	第7回株式会社小松製作所無担保社債	300,000,000	301,719,000	
	第43回三菱電機株式会社無担保社債	500,000,000	500,180,000	
	第1回日東電工株式会社無担保社債	200,000,000	201,164,000	
	社債券 小計	1,800,000,000	1,807,348,000	
	合計		159,118,554,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成25年11月29日現在
資産総額	102,819,951 円
負債総額	12,465,877 円
純資産総額 (-)	90,354,074 円
発行済口数	84,818,151 口
1口当たり純資産額 (/)	1.0653 円
(1万口当たり純資産額	10,653 円)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成25年5月31日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

(略)

<訂正後>

イ 資本金の額および株式数

	<u>平成25年11月29日現在</u>
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年5月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	$\frac{17}{(5)}$	$\frac{71,159}{(28,669)}$
	追加型	$\frac{352}{(150)}$	$\frac{5,655,875}{(3,482,132)}$
	計	$\frac{369}{(155)}$	$\frac{5,727,034}{(3,510,802)}$
公社債投資信託	単位型	$\frac{0}{(0)}$	$\frac{0}{(0)}$
	追加型	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{267,044}{(184,500)}$
	計	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{267,044}{(184,500)}$
合計		$\frac{373}{(156)}$	$\frac{5,994,079}{(3,695,302)}$

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年11月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成25年11月29日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単位型	$\frac{20}{(6)}$	$\frac{180,522}{(30,587)}$
	追加型	$\frac{381}{(156)}$	$\frac{5,534,281}{(3,501,799)}$
	計	$\frac{401}{(162)}$	$\frac{5,714,803}{(3,532,386)}$
公社債投資信託	単位型	$\frac{2}{(2)}$	$\frac{5,291}{(5,291)}$
	追加型	$\frac{4}{(1)}$	$\frac{294,820}{(209,044)}$
	計	$\frac{6}{(3)}$	$\frac{300,111}{(214,335)}$
合計		$\frac{407}{(165)}$	$\frac{6,014,914}{(3,746,721)}$

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第28期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第29期中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

[追加]

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」に下記の記載が「中間財務諸表」として追加されます。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		18,563,045
有価証券		3,999,930
前払費用		273,635
未収委託者報酬		4,336,429
未収運用受託報酬		692,610
未収投資助言報酬		475,080
未収収益		11,626
繰延税金資産		238,053
その他		5,184
流動資産合計		28,595,596
固定資産		
有形固定資産	1	291,283
無形固定資産		476,209
投資その他の資産		
投資有価証券		7,083,959
その他		1,382,419
投資その他の資産合計		8,466,379
固定資産合計		9,233,872
資産合計		37,829,469
負債の部		
流動負債		
預り金		51,432
未払金		2,500,651
未払費用		1,651,568
未払法人税等		772,159
前受収益		6,414
賞与引当金		281,048
その他	2	133,311
流動負債合計		5,396,586
固定負債		
退職給付引当金		1,797,300
固定負債合計		1,797,300
負債合計		7,193,887
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984

利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	17,522,317
利益剰余金合計	19,343,521
株主資本合計	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	663,075
評価・換算差額等合計	663,075
純資産合計	30,635,581
負債純資産合計	37,829,469

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業収益			
	委託者報酬		15,369,200
	運用受託報酬		1,375,297
	投資助言報酬		1,045,655
	その他の営業収益		56,848
営業収益計			17,847,000
営業費用			11,631,371
	一般管理費	1	3,991,038
営業利益			2,224,590
	営業外収益	2	40,931
	営業外費用	3	19,631
経常利益			2,245,890
	特別利益	4	229,144
	特別損失	5	21,010
税引前中間純利益			2,454,024
法人税、住民税及び事業税			748,427
法人税等調整額			37,157
法人税等合計			785,584
中間純利益			1,668,440

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,718,237
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	17,522,317
利益剰余金合計	
当期首残高	18,539,441
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080
当中間期末残高	19,343,521
株主資本合計	
当期首残高	29,168,425
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
当中間期変動額合計	804,080

当中間期末残高	29,972,506
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
評価・換算差額等合計	
当期首残高	529,488
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	133,587
当中間期末残高	663,075
純資産合計	
当期首残高	29,697,914
当中間期変動額	
剰余金の配当	864,360
中間純利益	1,668,440
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	133,587
当中間期変動額合計	937,667
当中間期末残高	30,635,581

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	986,642千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。	当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
	当座借越極度額の総額 10,000,000千円
	借入実行残高 -
	差引額 10,000,000千円
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額36,519千円の支払保証を行っております。	

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	43,638千円
無形固定資産	61,323千円
2.営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	2,635千円
受取配当金	33,323千円
3.営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	19,593千円
4.特別利益のうち主要なもの	
負ののれん発生益	186,047千円
投資有価証券売却益	37,926千円
5.特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	17,127千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

（リース取引関係）

第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	519,884千円
1年超	988,505千円
合 計	1,508,389千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	18,563,045	18,563,045	-
(2)未収委託者報酬	4,336,429	4,336,429	-
(3)未収運用受託報酬	692,610	692,610	-
(4)未収投資助言報酬	475,080	475,080	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,930	3,999,600	330
その他有価証券	7,051,551	7,051,551	-
(6)投資その他の資産			
長期差入保証金	541,954	541,954	-
資産計	35,660,602	35,660,272	330
(1)未払金			
未払手数料	2,285,873	2,285,873	-
負債計	2,285,873	2,285,873	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬 及び

(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	32,110
合計	32,408
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式	353,036
合計	353,036

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は、930千円です。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間（平成25年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,930	3,999,600	330
小計	3,999,930	3,999,600	330
合計	3,999,930	3,999,600	330

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 353,036千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,299,919	5,292,133	1,007,786
小計	6,299,919	5,292,133	1,007,786
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	751,631	762,854	11,222
小計	751,631	762,854	11,222
合計	7,051,551	6,054,987	996,563

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 32,408千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業等

(2)企業結合を行った主な理由

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

(3)企業結合日

平成25年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後に行い、当社を存続会社とする吸収合併方式

(5)結合後企業の名称

三井住友アセットマネジメント株式会社

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによっております。

2. 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間
平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

5. 発生したのれんの金額及び発生原因

(1) 負ののれん

186,047千円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

7. 企業結合が当中間会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間会計期間の中間損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が当中間会計期間の開始日に完了しているため、該当事項はありません。

(資産除去債務等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第29期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,369,200	1,375,297	1,045,655	56,848	17,847,000

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報の記載を省略しております。

（ 1 株当たり情報 ）

第29期中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,736,710円96銭
1 株当たり中間純利益	94,582円78銭
<p>なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p>	
<p>(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎</p>	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	30,635,581千円
普通株式に係る純資産額	30,635,581千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
<p>1 株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>	
中間損益計算書上の中間純利益	1,668,440千円
普通株式に係る中間純利益	1,668,440千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の記載は、下記の通り更新されます。

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（平成25年9月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成25年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	

資本金の額は、平成25年9月末現在。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月10日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコースの平成25年8月7日から平成25年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・NYダウ・ジョーンズ指数ファンド・メキシコペソコースの平成25年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。(注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月29日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰巳 幸久	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。